

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

固定資産台帳の縦覧期間

Q：今年も固定資産税評価額の評価替えの年ですが、この新しい評価額が記載された固定資産台帳の縦覧期間を教えてください。

A：東京都特別区は4月1日から21日まで、大阪市は4月9日から28日までとなっています。地方自治体によって期間が異なりますので、各市町村で確認してください。

【解説】

市町村長は、固定資産の状況及び固定資産の課税標準である固定資産の価格等を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならぬものとされています。

固定資産税は、台帳課税主義がとられており、固定資産の所有者の氏名、住所、所在地積、床面積及び価格等を、賦課期日現在の現況によって固定資産課税台帳に登録し、この台帳登録事項に基づいて固定資産税が課税されることとなります。

固定資産課税台帳には、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の5つの台帳があり、固定資産課税台帳とは、これらの台帳を総称したものです。

この固定資産課税台帳は、上記の期間縦覧することができ、またこの台帳に登録された価格等に不服がある場合は、縦覧期間の初日からその終了後10日までの間に、固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます。

